

第4期 岐阜県工賃向上計画

令和3年7月

岐 阜 県

目 次

第1章 計画策定の基本的な考え方	
1 目的	2頁
2 計画期間	2頁
3 計画対象事業所	2頁
4 平均工賃月額推移	3頁
第2章 第3期岐阜県工賃向上計画の取組状況	
1 概要	4頁
(1) 計画期間	4頁
(2) 目標工賃	4頁
(3) 取組の内容	4頁
2 工賃実績	5頁
第3章 県内事業所の状況・課題	
1 県内の就労継続支援 B 型事業所の状況	6頁
(1) 事業所数	6頁
(2) 平均工賃月額	6頁
(3) アンケート結果(令和3年3月~4月実施)	7頁
2 工賃向上に向けた課題	13頁
第4章 第4期岐阜県工賃向上計画の取組	
1 目標工賃	15頁
(1) 目標工賃の考え方	15頁
(2) 目標工賃の設定	15頁
2 工賃向上のための具体的な取組	16頁

第1章 計画策定の基本的考え方

1 目的

障がい者が地域において生活する上で、就労の場、活動の場があるということは、生計の維持、生活の質の向上に大きな役割を果たしている。

障害者総合支援法では、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるために、障がい者の就労を重要施策として位置づけており、一般就労を希望する方には、できる限り一般就労をしていただけるように、一般就労が困難である方には、就労継続支援B型事業所等での工賃の水準が向上するように、それぞれ支援していくことが必要である。

国としても、平成19年度から「工賃倍増5か年計画」として、各地方自治体や産業界等の協力を得ながら官民一体となり取り組んできた。平成24年度から「工賃向上計画」を策定し、令和3年度以降についても「工賃向上計画に基づいた取組を推進することとなった。（『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』（平成24年4月11日障発0411第4号（令和3年3月10日一部改正障発0310第5号）厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

岐阜県においても、平成20年3月に「岐阜県工賃倍増計画」、平成24年度8月から令和2年度までは「岐阜県工賃向上計画」を策定し、工賃水準の向上に向けた取り組みを行ってきたが、十分な成果が得られていない。引き続き工賃水準の向上に向けた取り組みを行うため、「第4期岐阜県工賃向上計画」を策定する。

また、本計画をSDGsの達成に向けた取り組みと位置づけ推進していく。



（出典：国際連合広報センターホームページ）

2 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3か年とする。

3 計画対象事業所

第4期岐阜県工賃向上計画では、以下の事業所を対象とする。

対象事業所：就労継続支援B型事業所

4 平均工賃月額推移

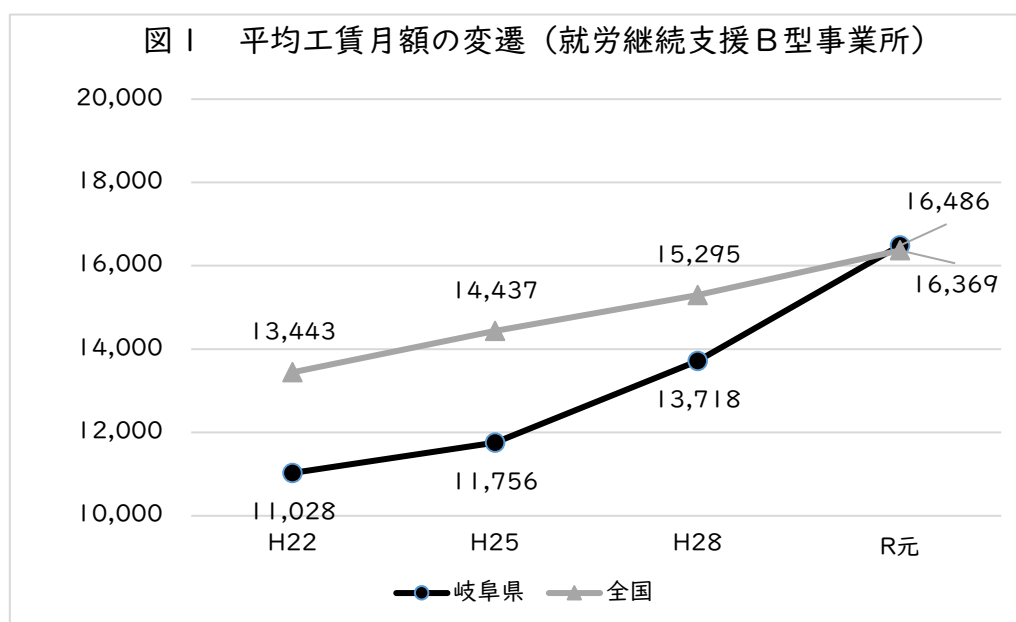
障害者自立支援法の施行に伴う旧法体系による施設の新体系サービス事業所への移行（～平成24年3月）、その後の新規事業所の設立により、岐阜県工賃向上計画の開始時点である平成23年度と比べ、障害福祉サービス事業所は大幅に増加しており、特に就労継続支援事業所が大幅に増加するなど、事業所種別ごとの事業所の構成も変化した。

岐阜県の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、平成22年度から上昇を続けており、令和元年度実績は、全国平均を上回った。

【表1 就労継続支援B型事業所による平均工賃月額推移】 (単位：円)

対象年度	事業所種別	対象範囲	事業所数	平均工賃月額	対全国平均
平成22年度	就労継続支援B型	岐阜県	60	11,028	-2,415円
		全国	4,880	13,443	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	15	75,253	+3,560円
		全国	715	71,693	
平成25年度	就労継続支援B型	岐阜県	120	11,756	-2,681円
		全国	8,589	14,437	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	70	66,714	-2,744円
		全国	2,082	69,458	
平成28年度	就労継続支援B型	岐阜県	154	13,718	-1,577円
		全国	10,432	15,295	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	108	70,017	-703円
		全国	3,385	70,720	
令和元年度	就労継続支援B型	岐阜県	173	16,486	117円
		全国	12,524	16,369	
	(参考)就労継続支援A型	岐阜県	104	75,090	-3,885円
		全国	3,633	78,975	

※ 事業所数は調査回答事業所数



第2章 第3期岐阜県工賃向上計画の取組状況

I 概要

(1) 計画の期間

平成30年度から令和2年度までの3年間

(2) 目標工賃

障がい者が地域で自立した生活を営むために必要な費用を見込み、また各事業所が設定した目標額を考慮して、令和2年度の目標工賃を月額20,000円とした。

ア 障がい者が地域での自立した生活を営むために必要な工賃

- ①生活保護制度における生活扶助基準額（最低生活費）：96,510円/月
- ②障害基礎年金による所得：64,941円/月
- ③特定障害者特別給付費：10,000円/月

必要工賃月額 (①-②-③)

$$96,510円 - 64,941円 - 10,000円 = 21,569円$$

イ 各事業所が設定した目標工賃：17,762円/月

$$(必要工賃月額 21,569円 + 各事業所の目標工賃月額 17,762円) \div 2 = 19,666円 (\approx 20,000円)$$

(3) 取組の内容

第3期岐阜県工賃向上計画では、主に以下の取組を実施した。

- (I) 社会就労推進工賃向上計画推進事業
 - ・社会就労事業推進セミナーの実施
 - ・コンサルタント派遣
 - ・各種研修会の実施（コンプライアンス、施設指導員研修等）
- (II) 優先調達法に基づく調達の推進

障害者優先調達推進法に基づき、調達方針を策定し、障害者就労施設等からの物品やサービスの優先的、積極的な調達を推進。
- (III) 岐阜県セルフ支援センターの取組の推進

岐阜県セルフ支援センターによる取組（販売受注促進、広報活動等）の推進。
※平成30年度から会員制を撤廃し、支援対象事業所を拡大
- (IV) 農福連携事業

障がい者の就労機会の拡大のため、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託マッチングの実施等により、農業分野への参入を支援する農福連携事業を農政部と協力のうえ推進。
- (V) 関連補助事業の活用

関連補助事業（社会福祉施設等施設整備費補助金等）を活用し、事業所の工賃向上のための基盤整備を支援。

2 工賃実績

第3期岐阜県工賃向上計画に基づく取組を実施した平成30年度から令和2年度の工賃実績は、以下の表のとおりとなった。

就労継続支援B型事業所は平均工賃が令和元年度までは上昇傾向であり、令和元年度には全国平均を上回った。しかし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、減少となった。

就労継続支援A型事業所の平均賃金は、令和元年度までは上昇している。なお、令和2年度は未発表。

【表2 平均工賃月額推移】

<岐阜県>

施設種別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度 (速報値)	
	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)
①就労継続 支援B型	180	14,010	191	15,191	173	16,486	225	14,728
<参考> ②就労継続 支援A型	115	70,600	127	72,522	104	75,090	未発表	

※施設数は調査回答施設数

<全 国>

施設種別	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度 (速報値)	
	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)	施設数	平均工賃 月額(円)
①就労継続 支援B型	11,255	15,603	11,750	16,118	12,524	16,369	未発表	
<参考> ②就労継続 支援A型	3,546	74,085	3,554	76,887	3,633	78,975	未発表	

(厚生労働省・岐阜県調査による)

第3章 県内事業所の状況・課題

I 県内の就労継続支援B型事業所の状況

(1) 事業所数

就労継続支援B型事業所数は225、総定員数は4,444名となっている。
(令和3年4月1日現在)

【表3 就労継続支援B型事業所数】

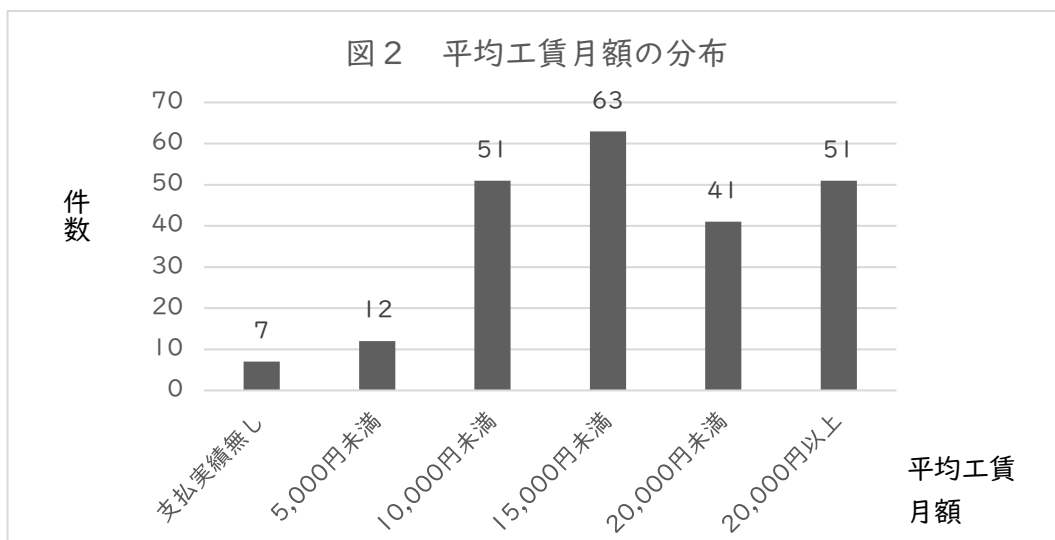
225事業所（令和3年4月1日現在）	
うち多機能型事業所 95事業所	
<内訳>生活介護	54事業所
自立訓練	4事業所
就労移行支援	30事業所
就労継続支援A型	22事業所
（3つ以上の事業を行う事業所 15事業所）	

(2) 平均工賃月額

県内の就労継続支援B型事業所の平均工賃月額は、令和2年度実績（225事業所）で、14,728円（速報値）となっている。

【表4 平均工賃月額の分布】

平均工賃月額	事業所数（割合）
20,000円以上	51（22.7%）
15,000円以上 20,000円未満	41（18.2%）
10,000円以上 15,000円未満	63（28.0%）
5,000円以上 10,000円未満	51（22.7%）
5,000円未満	12（5.3%）
支払実績無し（新設事業所）	7（3.1%）
計	225（100.0%）



(3) アンケート結果の概要（令和3年3月～4月実施）

工賃向上計画の策定にあたり、令和3年3月～4月に就労継続支援B型事業所に対して工賃向上への取組に向けたアンケートを実施した。（225事業所中204事業所から回答。比率は小数点第2位を四捨五入。）

ア 作業内容

作業の内容	事業所数	構成比
下請・内職(施設内)	188	92.2%
自主製品生産	132	64.7%
施設外就労	69	33.8%
その他（喫茶店の運営等）	27	13.2%

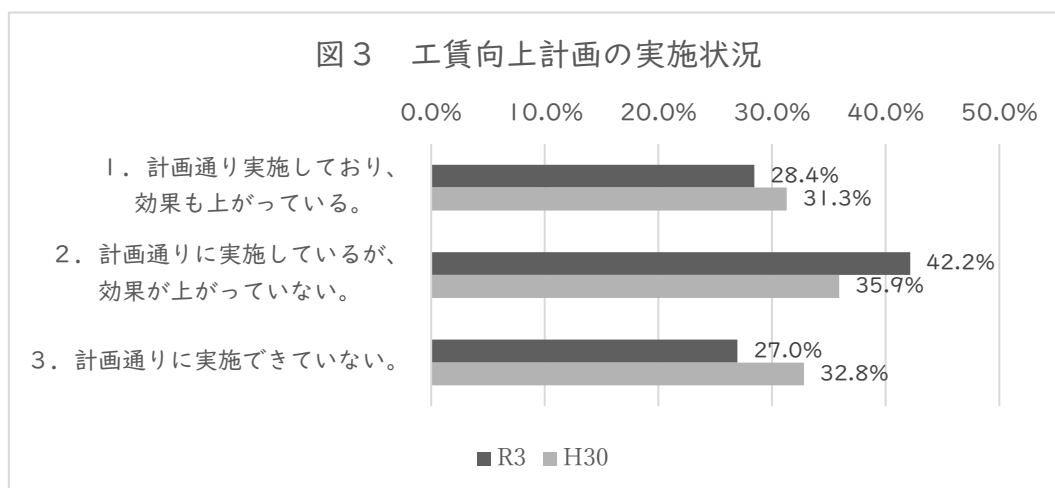
※ 複数回答のため、事業所数とは一致しない

イ 現在の工賃水準の所感

考え方	事業所数	構成比
十分な水準	18	8.8%
十分ではないが必要最低限の水準	151	74.0%
必要最低限の水準に達していない	35	17.2%

ウ 工賃向上の取組に対する課題・考え方

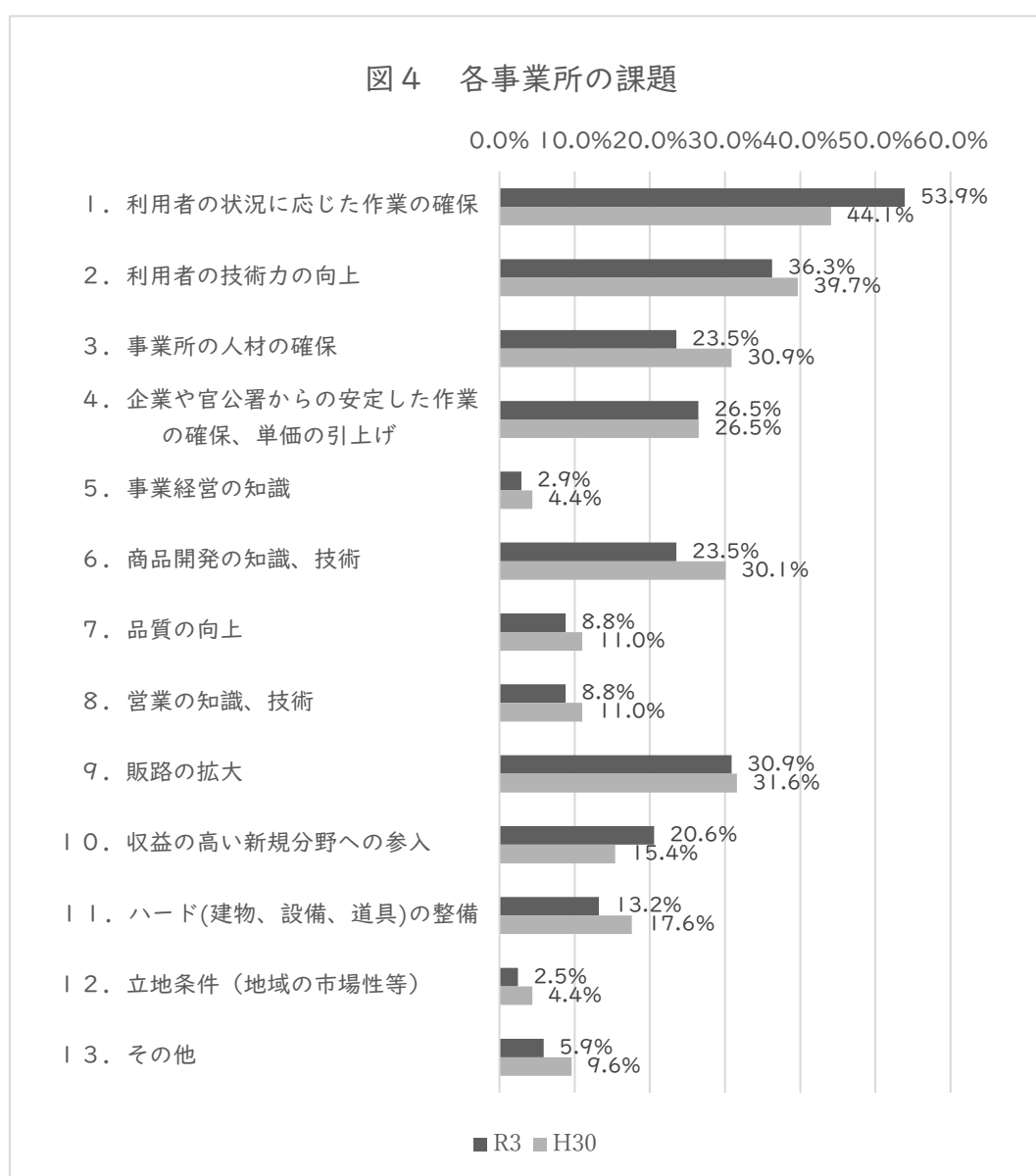
(ア) 工賃向上計画の実施に対する事業所の状況



<記述回答>

- ・利用者、家族からは満足の声をいただいている。
- ・利用者の生活を考えると、さらに高い水準を目指す必要があると考える。
- ・必要な物が気軽に買えるというほどの金額ではない。
- ・年々昇給はしているが、収入が不足しているため、なかなか上げられない。
- ・一日利用できる利用者が少なく生産活動に影響がある。
- ・新型コロナウイルスの影響により、販路が限定された。
- ・新型コロナウイルスの影響により、約半分の平均工賃月額になった。

(イ) 工賃向上の取組に対する事業所の課題



<記述回答>

(下請・内職)

- ・ 請負作業における発注元の要望を満たす品質基準の維持管理。
- ・ 地域柄企業数が少なく、安定した作業確保が難しい。
- ・ 閑散期、繁忙期関係なく通年で行える安定した作業の確保。
- ・ 単価の引き上げ。

(自主製品生産)

- ・ 自社で生産できるオリジナル商品の開発等の知識や技術の向上が必要。
- ・ 自主製品のデザイン、SNSでのPR等の知識が低い。
- ・ 商品の陳列や接客など購買意欲を掻き立てる技術。
- ・ インターネット販売に向けて取り組んでいるが、知識技術が足りていない。
- ・ 販路の拡大。
- ・ 販売条件の良い場所の確保。

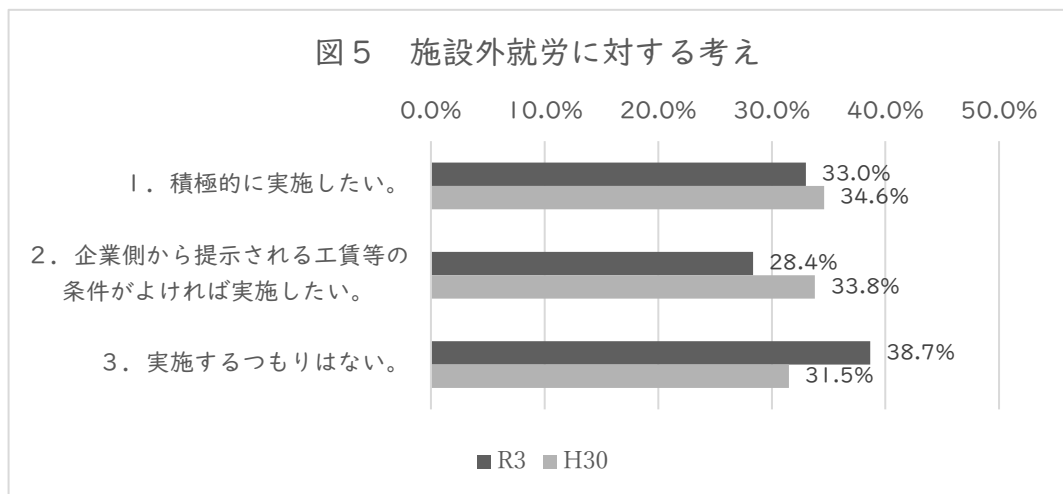
(利用者の状況)

- ・作業内容に利用者のスキルが追いついていかない。
- ・多様な利用者の状況に対応できる作業の確保。
- ・作業の質と効率の向上。
- ・利用者に単価の高い作業をしてもらいたいですが正確性、作業スピード、安定した勤務状態等課題点が多々ある。

(事業所の体制)

- ・職業指導員としての人材確保。
- ・営業の専門家がない。
- ・利用者は増加しているが、支援員の確保が難しい。
- ・利用者が増えていかないため、新規作業の受注に積極的になれない。
- ・新規分野参入におけるノウハウがない。

(ウ) 施設外就労に対する事業所の考え



<記述回答>

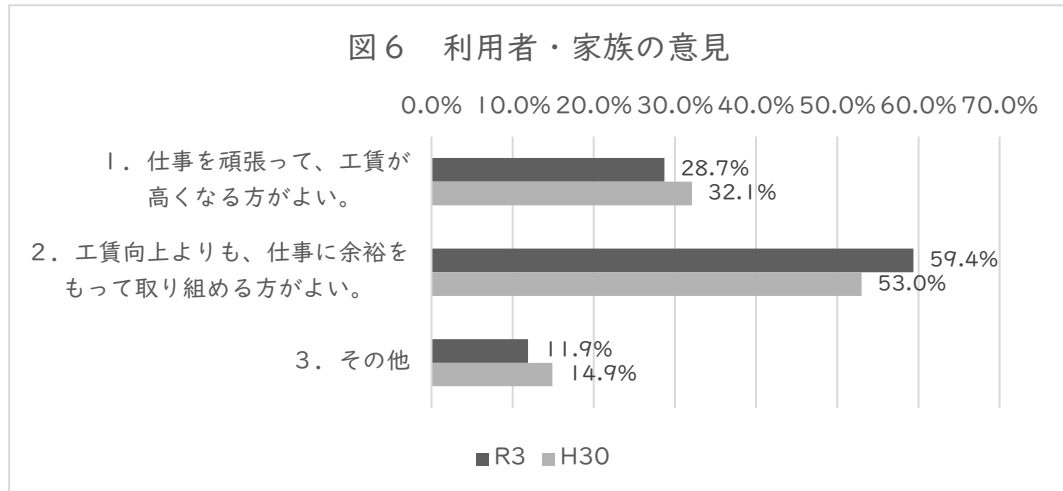
(実施したい理由)

- ・内職ではなく、常に高レベルを求められる仕事は利用者にとって良い機会となる。
- ・作業面のみならず、人間関係やマナーなど社会性を培う場として積極的に実施したい。

(課題等)

- ・仕事内容や職場環境が利用者の負担にならないようであれば実施したい。
- ・職員数に限りがあるので、委託作業を減らして施設外就労に移行するメリットがあれば実施したい。
- ・人的体制が整っておらず移動等が大変。
- ・試験的に行ってみたが、毎日行けないため難しかった。

エ 工賃向上の取組に対する利用者・家族の意見について



<記述回答>

(利用者の意見)

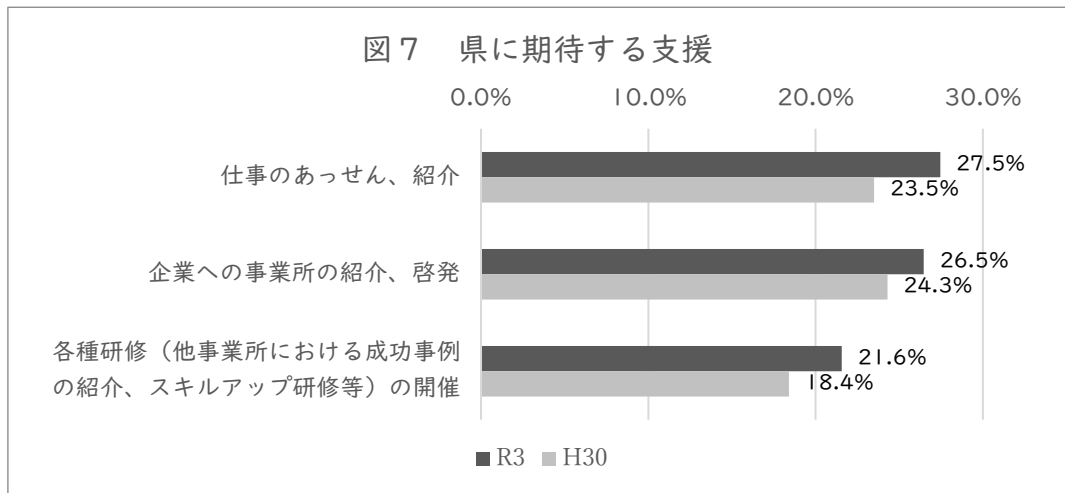
- ・仕事を頑張ったら工賃アップされるという思いが強い。
- ・生活水準を上げたいという希望がある一方で無理をして体調を崩したくないという心配もある。
- ・利用者は仕事を頑張って工賃がたくさん欲しいと思っている方が多いが、家族は毎日元気に通所して仕事が安定してあることを望んでいる。
- ・工賃額より、まずは毎日施設に通い、落ち着いて過ごすこと。更に作業のスキルアップができることを希望する意見が多く感じる。
- ・日中活動として、毎日楽しく通えることを希望されている。
- ・工賃向上より、仲間との協働を重視している利用者は少なからずいる。

(家族の意見)

- ・まずは通うことを訓練としてほしい、周りとのコミュニケーション力をつけてほしい、というニーズが多い。
- ・作業の量ではなく、日中の憩いの場として毎日通ってほしい。
- ・家族のほとんどが、無理な仕事を無理なペースでやるのではなく、一つ一つ進歩できたら嬉しい、工賃は二の次でも構わない、という考えであると、面談などで伝えられている。
- ・自分の役割を持って本人が楽しく元気に仕事ができる居場所を提供してほしい。
- ・将来は自立できるようになってほしい。
- ・働いて、お金の価値がわかるようになってほしいという思いがある。

オ 工賃向上の取組で県及び市町村に期待する支援

(ア) 県に対して期待する支援の上位3項目



<記述回答>

○仕事の斡旋、紹介

- ・仕事の斡旋をしてもらえると、安定した作業の確保、工賃の向上につながる。
- ・決まった事業所に偏らず色々な事業所に斡旋してほしい。

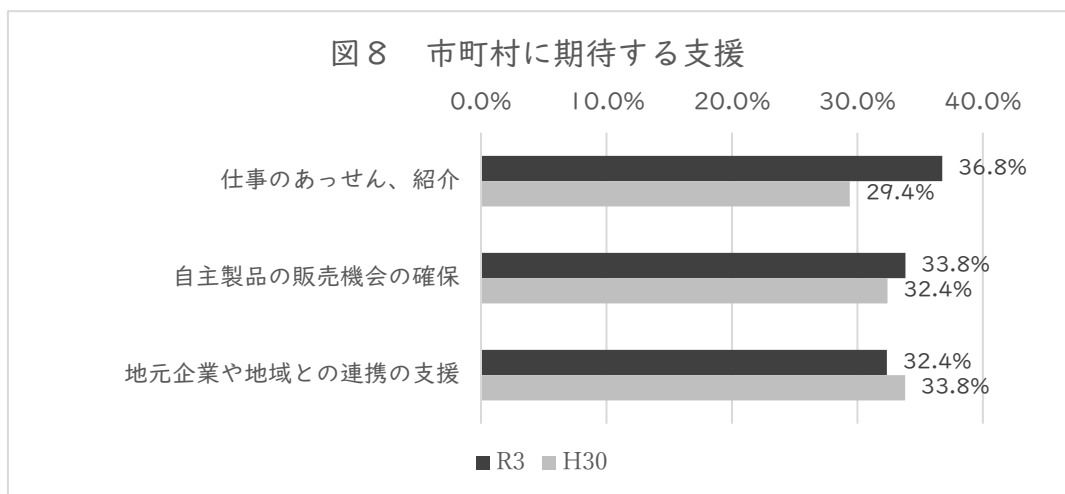
○企業への事業所の紹介、啓発

- ・県や市から紹介していただくと信頼性が高いように感じる。
- ・企業等に、仕事への取組み姿勢をアピールできるとよい。

○各種研修（他事業所における成功事例の紹介、スキルアップ研修等）の開催

- ・職員の支援能力の向上及び施設運営のヒントをいただきたい。
- ・研修を通して個々のスキルアップに取り組みたい。
- ・ホームページ工夫の仕方（アクセス数の増やし方など）。
- ・専門知識の習得は必要と考える。各地で受講できるようにしていただきたい。

(イ) 市町村に対して期待する支援の上位3項目



<記述回答>

○仕事の斡旋、紹介

- ・市町村の施設やイベントでの作業の紹介をしてほしい。
- ・地元企業とのパイプ役として期待する。

○自主製品の販売機会の確保

- ・バザー等での販売や自主製品をグッズとして採用してほしい。
- ・公共の場所での定期的な販売機会を設けてほしい。

○地元企業や地域との連携の支援

- ・企業、地域の課題と障がい者ができることとのマッチング。
- ・地域の産物とのコラボ。
- ・地元の商店などで販売してもらえるようにPRしてほしい。

カ その他、工賃向上の取組に関する県への意見等

(就労継続支援B型の工賃向上のありかたについて)

- ・工賃アップについては、継続的に課題意識を持って積極的に取り組んでいるが、一方で工賃につながるような技術が十分でない利用者も希望により新規に受け入れる現状があり、平均工賃から取り組みを評価されることに難しさを感じる。
- ・工賃を向上させるには、作業工賃の高いものであったり、製造販売をしたりすることが重要であるが、それらを専門の方に定期的にアドバイスなど受けられると良い。
- ・工賃向上には利益率の良い作業をするしかないが、利用者の能力に見合った作業を見つけることは容易ではないのが現状である。
- ・請負仕事などは、景気の左右も受けやすいため、安定した仕事があれば紹介していただけると幸い。

(新型コロナウイルス感染症の影響について)

- ・コロナの影響により、自主製品の販売を行ってきたイベントの中止や企業によって仕事内容が減少するなど様々な影響を受けた。県内においてコロナ禍でも高収入、高単価の仕事に取り組まれている事業所の情報などが身近に知れると良い。
- ・コロナ禍の中では、仕事を確保することが困難になっている。
- ・コロナ禍ということで、作業量が例年になく少なくなり利用者も作業に対する意欲や向上心が薄れてきている。利用者あつての工賃向上なので、利用者のモチベーションアップのためにも、県から企業へB型の事業所のPR等もしてもらえれば工賃向上にもつながっていくかと思う。
- ・新型コロナの影響で、請負作業量がかなり減少している。受注できる仕事はただけのよう、企業に呼びかけていただきたい。限られたスペース内で、三密回避対策を行うことに限界がある。工賃向上に向けて取り組む上で、ハード面の対策も考慮していただきたい。

2 工賃向上に向けた課題

① 利用者の状況に応じた作業の確保、技術力の向上

利用者、家族にとっては、工賃向上は望ましいことであるものの、そのための取組によって利用者、家族の負担が大きくなること、事業所職員の負担が大きくなって利用者への支援が十分にできなくなることが懸念されている。

また、事業所にとっては、ほとんどの事業所で現在の工賃水準が十分ではないと考えており、工賃向上の取組の必要性を認識している一方、様々な状態の利用者を支援する中で、その難しさを感じている。工賃向上のためには、年間を通じて安定した作業を確保し、利用者がそれぞれに応じた作業に取り組んで安定して通所しながら、技術力の向上に取り組んでいけるような環境を整えていくことが必要となっていると考えられる。

② 人材の確保、情報の共有化

工賃向上の取組に対して意欲がありながらも、人材や技術、情報の不足から踏み出せない事業所があり、人材の育成及び、技術の向上を図るほか、課題解決のヒントとなる先進事業所の事例の共有化が必要。

また、小規模事業所にあっては、単独で商品開発、大量受注、新しい分野の開拓を行うことが困難であることから、事業所間の情報共有、協力体制の整備や、共同受注窓口等の活用が必要であると考えられる。

③ 企業や官公署からの安定した作業の確保（マッチング）、単価の引上げ

9割以上の事業所が実施している下請・内職作業や、施設外就労において、工賃向上に取り組んでいくためには、年間を通じて安定した作業量の確保、単価の高い作業の受注が必要となる。

そのためには、作業を発注する企業や官公署の理解、協力が不可欠であるほか、事業所においては、発注者側に信頼性の高い作業を提供できるように品質管理、技術向上に取り組む必要があると考えられる。

特に官公署においては優先調達推進法に基づき、物品調達だけでなく役務の提供を含め事業所への発注を拡大していく必要がある。また、小規模事業所においては品質管理や技術向上に当たって、共同での取組を進める必要があると考えられる。

また、事業所の商品や生産活動のPRを行う機会の場を設け、企業等からの発注につながる取組みも重要である。

④ 収益力の高い事業、販路の拡大(確保)、新規分野参入への取組の体制づくり

これまで主な作業として取り組んできた下請・内職作業では工賃向上を望めないため、自主製品生産や、施設外就労等の工賃の高い役務に新たに、または重点的に取り組んでいこうとする事業所があるように、工賃向上のためには、収益力の高い事業への取組みが課題となる。

事業所にとっては、収益力の高い事業のために、従来の福祉的な支援以外の、事業経営や営業活動、商品開発等の知識、技術が必要になってくることから、職員の人材育成や確保など、それに向けた体制づくりが必要と考えられる。また、販路や受注の拡大にあたっては共同受注窓口等を通じた取組みのほか、新型コロナウイルス感染症の影響に

よるイベントの中止に伴い、販売機会が減少していることから、インターネットを活用したPRや販売等の取組みも重要である。

加えて、工賃向上のために新たな分野へ参入し、職場を拡大していくことも必要であると考えられる。特に、農業分野への参入については、野外における農作業が、障がい者の心の安定に資するほか、安定的な作業の確保、施設外就労の推進のため、農業分野における講師の派遣や、農作業を発注する農業法人や農家と、受注する福祉事業所のマッチングのための体制整備など農福連携の取組を推進する必要があると考えられる。

第4章 第4期岐阜県工賃向上計画の取組

I 目標工賃

(1) 目標工賃設定の考え方

『「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針』(平成24年4月11日障発0411第4号(一部改正令和3年3月10日一部改正障発0310第5号)厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)では、各事業所は月額又は時間額により算出することになっており、都道府県は各事業所が策定した目標工賃の種類に応じて、目標工賃を設定することとなっている。

第4期岐阜県工賃向上計画では、目標工賃を月額で設定した事業所と、時間額で設定した事業所があったため、月額及び時間額の両方で目標工賃を設定する。

【表5 各事業所の令和3年度工賃向上計画における目標工賃の状況】

工賃向上計画策定済の事業所：225事業所

うち目標工賃を月額で算定した事業所 207事業所

うち目標工賃を時間額で算定した事業所 18事業所

(単位：円)

	令和3年度目標 工賃平均額	令和4年度目標 工賃平均額	令和5年度目標 工賃平均額
月額	16,240	17,360	18,480
時間額	217	224	234

(2) 目標工賃の設定

第3期岐阜県工賃向上計画で定めた目標工賃額に達していないため、引き続き、令和5年度の目標工賃を月額20,000円とし、以下のとおり年度目標を設定する。

なお、本目標は利用者に対し一律に定めるものではなく、各利用者に対しては適切なアセスメントにより作成された個別支援計画に基づいた支援を通じて必要な知識及び能力の向上を図っていくことが必要であると考えます。

【表6 目標工賃】

(単位：円)

年度	令和元年度 (実績)	令和2年度 (速報値)	令和3年度 (目標)	令和4年度 (目標)	令和5年度 (目標)
月額	16,486	14,728	16,500	18,300	20,000
時間額 (対象のみ)	210	207	230	255	280

※・令和5年度の目標額を基に、各年度の増加額が平準化するように設定

・時間額による目標は、工賃向上計画の目標工賃を時間額で設定した事業所のみを対象とし、当該事業所の実績を基に、月額の目標額と同程度の向上率となるよう設定

2 工賃向上のための具体的な取組

※右のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。（17の開発目標一覧はp2を参照）



第3章で整理した課題を踏まえ、工賃向上に向け、これまでの工賃向上計画の取組に以下の取組を追加し行う。

なお、当計画の対象は就労継続支援B型事業所であるが、障害福祉サービス事業所全体の工賃向上施策は対象事業所の工賃向上に資することや、岐阜県セルフ支援センターの事業は、幅広く障害福祉サービス事業所を対象とした取組みであり、引き続き実施していく。

① 企業、地域、行政関係者に対する事業所の取組の周知と事業所への発注促進

- ・一般企業、行政関係者等に対する事業所の授産活動に係る啓発や、企業内就労や下請け業務の発注拡大へ繋げるセミナー開催、事業所への発注を促進するビジネスマッチング商談会の開催と一般企業や行政関係者等への周知、依頼を促進する。
- ・障害者優先調達推進法に基づく調達方針を毎年度策定し、障害者就労施設等からの物品や役務の優先的、積極的な調達を推進するとともに、市町村に対して働きかけを行う。

② 工賃向上に積極的に取り組む事業所への経営改善、技術向上等の支援

- ・経営改善や利用者、職員の技術向上等のため、専門的知識を持つコンサルタントを事業所へ派遣する。コンサルタント事業については商工労働部、農政部等とも連携し、他部局が持つ専門性を生かし、効果的に実施する。
- ・事業所が提供する商品や役務等の社会的信用を高めるためのコンプライアンス研修、共同受注ができる事業所を増やし業務の質を向上させる共同化推進研修、同種の作業を行う事業所による好事例検討会等の実施を行う。
- ・授産施設等の支援を行う岐阜県セルフ支援センターの事業（販売受注促進、インターネットを活用した販路拡大（確保）、商品開発・研究、広報活動、共同受注窓口）を推進。
- ・商品開発・改良、授産事業の課題を解決するため、6次産業化（農産物の生産、加工、販売事業）の促進や同種の作業を行う施設による研究会を開催する。
- ・障がい者の就労機会の拡大のため、農業経営体と福祉事業所との農作業受委託マッチングを、農業分野への参入を支援する農政部と協力し推進する。
- ・社会福祉施設等施設整備費補助金等の補助事業を活用し、福祉事業所の工賃向上に向けた基盤整備を支援する。

③ 関係機関との協力と計画の見直し

- ・関係機関から成る「工賃向上計画推進委員会」を設置し、工賃向上に向けた協力を推進するとともに、本計画の進捗状況の把握や問題・課題を検証し、必要に応じて計画の見直しを行う。

【表7 年度別の取組計画】

取組計画		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	企業、市町村等への周知、発注促進（啓発セミナーや商談会の開催、他部局、市町村、企業への働きかけ等）			→
	障害者優先調達推進法に基づく調達の推進			→
②	コンサルタント派遣・研修会の開催			→
	セルフ支援センターの取組の推進（インターネットを活用した販路拡大（確保）等）			→
	農福連携事業の推進			→
	関連補助事業の活用			→
③	工賃向上計画推進委員会による計画推進・見直し			→